

令和7年 第9回定例教育委員会

令和7年9月25日(木)
午後5時から
役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 あいさつ
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1)教育総務関係 P 1
令和7年9月宮代町議会定例会関係
ア 議案について
イ 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について
ウ 一般質問の概要について
 - (2)学校教育関係 P 5
ア 10月の行事予定について
イ 10月の事業予定について
ウ 令和7年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について
 - (3)生涯学習関係 P 9
ア 10月の事業予定について
- 5 協議事項
 - (1) 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の改定案について P11
 - (2) 令和8年度当初教職員人事異動の方針について P11
- 6 その他
- 7 次回教育委員会について
- 8 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和7年9月宮代町議会定例会関係（教育関係予算）

ア 議案について

No.	議案番号	件名
1	議案第56号	指定管理者の指定について <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称 宮代町立図書館 ・団体の名称 株式会社 図書館流通センター ・指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
2	議案第57号	工事請負契約の締結について <ul style="list-style-type: none"> ・工 事 名 避難所非常用発電機設置工事 ・施 工 箇 所 宮代町立須賀中学校 宮代町立前原中学校 宮代町総合運動公園 宮代町立コミュニティセンター進修館 ・履 行 期 限 令和8年3月31日 ・請 負 金 額 1億1,550万円 ・請 負 業 者 中村電設工業株式会社
3	議案第58号	財産の取得について <ul style="list-style-type: none"> ・財 産 の 種 類 宮代町立小中学校学習用情報端末 ・数 量 2,781台 ・取 得 金 額 1億6,045万9,200円 ・契約の相手方 リコージャパン株式会社

イ 令和7年度一般会計補正予算(第3号)について

■歳出

No.	事業名	補正予算額	内容
1	小中学校 適正配置事業	20,317千円	須賀小学校再整備に伴うかえで児童クラブ 移転工事の実施
2	学校給食 運営管理事業	3,428千円	給食センター施設修繕の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー熱交換器更新工事1,650千円 ・排水処理施設修繕工事 865千円 ・小中学校給食用食器コンテナの追加購入 913千円
3	社会体育施設 維持管理事業	5,500千円	東グラウンドの借地返還に伴う支障物件等の撤去 工事・東グラウンド南側3286.19㎡の借地返還

ウ 一般質問の概要について

通告2号 合川 泰治 議員

4 部活動移行の認定基準を早期に

部活動の地域移行について、町では令和9年度以降検討することですが、認定を希望する団体に対して実証実験も含め、その効果を見極めるために早期に基準を設け、実施する必要があると考えます。実際に希望する団体もあり、また受けられない団体もあります。前原中学校では部活動を軸に百間中学校への進学を決めている現状もあり、今後も同様の傾向が考えられます。先送りにするのではなく、できるところから順次始めるべきと考えますが町の見解は。

通告6号 丸藤 栄一 議員

2 学校給食費無償化をめぐる国の動向に対しての対応は

政府は、「異次元の少子化対策」の具体化として2023年6月「子ども未来戦略方針」を閣議決定し、無償化の実施に向け実態調査を行い2024年12月、無償化に関する法制面も含めた課題の整理を公表した。

本年2月の国会では、石破首相が2026年からまず小学校で実施し、なるべく早い時期に中学校でも実施すると答弁している。そこで以下の点について伺う。

- (1)「無償化に向けた課題の整理」を中心に予測される国の制度化の内容は。
- (2)当町としては具体的にどのように取り組んでいくのか。

通告7号 塚村 香織 議員

1 不登校児童生徒の学習支援について

不登校児童生徒への支援については「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に定められ、誰一人取り残さない学びの保障が求められています。当町では教育支援センターなどの公的機関の他、民間機関とも連携し児童生徒や保護者の支援を推進している現状です。そこで以下について伺います。

- (1)令和7年度1学期時点での不登校児童生徒の人数は。
- (2)不登校児童生徒が学校以外で行った学習の成果は、文部科学省が推進するCOCOLOプランを踏まえ成績評価に反映しているのか。
- (3)不登校児童生徒への助成金などの支援について当町の考えは。

2 熱中症対策の強化について

高温多湿の日本では、特に気温30度以上で湿度が70%を超えると危険な状態になるといわれ、熱中症警戒アラートによる注意喚起やクーリングシェルターを設置するなど対策はされているものの、各自命を守る対応が必要になっている現状です。年々気温が上昇傾向にあり、災害級の猛暑といわれていることを踏まえ以下について伺います。

(1)学校における熱中症対策の一つとして、常に冷たい水が補給ができるウォーターサーバーや、シャワーミストの設置が全国的に進んでいるが当町の考えは。

通告9号 泉 伸一郎 議員

3 スポーツフェスティバル開催に向けて

10月に開催される町民スポーツフェスティバルは、町民にとってスポーツの体験を通しての楽しい1日となる。家族で参加されることもあり、今まで以上の多くの参加者を期待している。4回目ということで内容の充実が望まれると共に、新しい種類のスポーツの参入が必要と考える。また、スポーツだけでなく、防災をアピールする取組も実施している。町政70周年での開催にあたり、進捗と展望について伺う。

通告10号 丸山 妙子 議員

2 給食センターの老朽化と空調設備等働く環境の改善について

猛暑から酷暑の日々、給食センター内で働く環境は酷使していると言わざるを得ない。施設には、空調設備が設置がされておらず、建設から34年が経過し、設備等の老朽化は著しい。

全国的に、新設の給食センターを除き、空調設備等、働く環境は改善されていない状況である。そこで以下について伺う。

- (1)湿気や蒸気の処理のため、換気扇での排気量が多いことは、担当者から聞いて理解はしている。従業員の働く環境を第1の視点から取り組むことが大事と考えるが、教育長の考えは。
- (2)今の設備の中で、豊富な給食メニューやアレルギー対応について、きめ細かく対応されているが、更なる今後の対応は。
- (3)今後、地場産・有機食材の導入や、給食理解のための施設見学等、給食に関して対応できるセンターなのか。対応可能にするにはどうしたら良いのか、改修の必要な時期である。今後について教育長の考えは。

3 小中学校での水泳授業について

小中学校でのプールの授業について、総合運動公園内のプールを利用した須賀小学校の授業が始まった。水に慣れ、水を怖がらない、基本の泳ぎができることは必要であると考え。町内にある指定管理の体育施設のプールを最大限に活かし、指導員から正しい泳ぎを学ぶこともできる。また、大切な命を守る、水の事故防止のための着衣水泳の授業も大切である。そこで今後の水泳授業について伺う。

- (1)児童や保護者、教師の反応は。
- (2)他の小中学校では、授業はできたのか。
- (3)子どもを水難事故から守る授業の継続について、町内の他の小中学校に拡大していく考えは。

通告13号 佐藤 将行 議員

1 条例違反である山崎アーチェリー場について

既に町が認めた山崎アーチェリー場の条例違反ですが、未だに幾つかの未解決案件が残っています。特に6月議会でも強調した安全面での対策については喫緊の課題であることは自明の理です。

町民からは、「危険な用具を用いる競技という特殊性を、町は余りにも軽視しているのではないか。」「事故が起こってからでは遅い。」「他の町の施設との平等性に欠けている。」との声が多数挙がっております。

そこで、現在における改善状況と今後に向けての対策等についての考えを「簡潔に」お尋ねします。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(水)	登校指導(百) 就学時健康診断(東・笠)	進路学習会(百)
2日(木)	竜巻対応避難訓練(須) 5年稲刈り(須)	進路を考える会(前)
3日(金)	運動会準備(全)	事業者と話聞く会(須) 部活動停止期間(～6日)(前)
4日(土)	運動会(全)	
5日(日)	運動会予備日①(全)	
6日(月)	振替休業日(全)	部活動停止期間(～9日)(須) 中間テスト(前)
7日(火)	運動会予備日②(須・東) 就学時健康診断(百) 稲刈り(笠)	学習会(須)
8日(水)	運動会予備日②(百) 稲刈り(東) 就学時健康診断(須)	学習会(須) 新人戦県大会(陸上)(～9日)(中)
9日(木)	田んぼの学校(百) 運動会予備日②(笠)	
10日(金)	6年修学旅行説明会(須)	中間テスト(須)
11日(土)	家族読書の日(東)	
12日(日)		部活動停止期間(～16日)(百)
13日(月)	スポーツの日	スポーツの日
14日(火)	校長交換講話(前原中校長による講話)(百)	校長交換講話(百間小校長による講話)(前)
15日(水)	修学旅行(～16日)(百)	南埼駅伝大会(中)
16日(木)	修学旅行(～17日)(東・笠)	
17日(金)		3年進路説明会(須) 合唱を披露する会(須) 中間テスト(百)
18日(土)		
19日(日)		
20日(月)		南埼駅伝大会予備日(中) ふれあいデー(百)
21日(火)	ふれあいデー(全) 火災対応避難訓練(須)	ふれあいデー(須)
22日(水)	なかよし遠足(全)	なかよし遠足(全)
23日(木)	就学時健康診断(内科)(須)	

	修学旅行事前健診（須） 教育相談日（百） 1年歯みがき教室（東）	
24日（金）	不審者対応避難訓練（東）	合唱祭（百） 音楽祭（前） 学校運営協議会（前） ふれあいデー（前）
25日（土）	土曜公開（音楽会・道徳授業）（百） 第3回学校運営協議会（百）	
26日（日）		
27日（月）	振替休業日（百） 英語活動発表会（東・笠）	英語活動発表会（百）
28日（火）		
29日（水）	5年社会科見学（須） 学校保健委員会（百） 学校運営協議会（東・笠） 不審者対応避難訓練（東） 校内音楽会（東・笠）	文化祭・合唱コンクール（須）
30日（木）		3年臨時歯科健診（須）
31日（金）	校内音楽会（須） 学校運営協議会（須） 持久走大会事前健診（笠）	教育相談期間（百）

イ 10月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
9日（木）	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
14日（火）	第2回教育長訪問	各学校
16日（木）	第2回教育長訪問	各学校
22日（水）	第2回スクールガードリーダー会議	役場204会議室
23日（木）	ICT活用法研修会	オンライン
23日（木）	第3回就学支援専門委員会	笠原小
30日（木）	第4回就学支援専門委員会	役場101・102会議室

ウ 令和7年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数（令和7年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	0
百間小学校	0
東小学校	0
笠原小学校	1
合計	1

中学校	合計
須賀中学校	0
百間中学校	1
前原中学校	1
合計	2

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数（令和7年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	21
百間小学校	41
東小学校	15
笠原小学校	41
合計	118

中学校	合計
須賀中学校	19
百間中学校	37
前原中学校	18
合計	74

特別支援教育就学奨励費支給認定者数（令和7年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	7
百間小学校	5
東小学校	8
笠原小学校	16
合計	36

中学校	合計
須賀中学校	2
百間中学校	7
前原中学校	2
合計	11

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
1日（水） 7日（火） 8日（水）	<p>親の学習会（家庭教育学級）</p> <p>■家庭の教育力の向上のため、就学時健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点などについて、親の学習講座を開催します。</p> <p>●期日 1日（東小）、1日（笠原小）、7日（百間小） 8日（須賀小）、</p> <p>●講師：埼玉県家庭教育アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東小 栗原幸子 氏、藤田恵子 氏 ・笠原小・須賀小 山根珠江 氏 ・百間小 佐藤洋子 氏 	全小学校
12日（日） 9:30～16:00	<p>町民スポーツフェスティバル</p> <p>■町内スポーツ団体等による様々なスポーツ種目の体験を通して、身体を動かす楽しさや町民相互の親睦を図ることを目的として開催します。</p> <p>●協力団体 22団体</p> <p>●競技種目 22種目</p> <p>●その他 実行委員会による特別企画（人文字、玉入れ）、スタンプラリー、飲食店の出店など</p>	ぐるる宮代
18日（土） 14:00～16:00	<p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。</p> <p>●内容 ポッチャ、ミニテニス</p> <p>●対象 町内在住・在勤・在学の18歳以上 20人</p> <p>●参加費 100円</p>	進修館大ホール
19日（日） 9:30～11:30	<p>子ども大学みやしろ 第3回（全5回）</p> <p>■日本工業大学と町、団体が連携して、子供の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。</p> <p>●講義 「食べて生きよう 災害料理教室」</p> <p>●講師 宮代町赤十字奉仕団</p>	すてっぶ宮代

<p>21日(火) 10:00~11:30</p>	<p>みやしろ大学 第2回(全5回) ■学びや体験の機会を通して、シニア世代の生きがいや仲間づくり、地域で活躍するきっかけになることを目的として開催します。 ●講義 「クーリング・オフって何？」 ●講師 埼玉県行政書士会 大島賀行氏</p>	<p>進修館大ホール</p>
<p>25日(土) ~12月21日(日) 9:30~16:30</p>	<p>特別展「笠原沼の造成と新田開発」 ■笠原沼の造成や新田開発について、新たに解明された古文書などから、笠原沼の造成、笠原沼周囲の荒地や堂沼の新田開発、そして、笠原沼本体の新田開発について詳しく展示します。</p>	<p>郷土資料館</p>
<p>26日(日) 9:45~12:00</p>	<p>おとなの体力テスト ■体力測定によって、参加者が自身の運動能力を知る機会をつくります。 ●内容 握力、反復横とび、開眼片足立ち 他 ●対象 20~79歳(町内在住・在勤・在学) ●定員 20人 ※最小遂行人数10人 ●参加費 100円 ※7月に予定していた開催を延期</p>	<p>ぐるる宮代 サブアリーナ</p>

5 協議事項

- (1) 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の改定案について
・別冊資料2「教育委員会権限事務委任等の比較表」

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の各号の見直しにあたり、事前に協議を行うものです。

- (2) 令和8年度当初教職員人事異動の方針について

令和8年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全町的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

写

教 県 第 5 3 8 号
令 和 7 年 8 月 2 0 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和8年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

担当	県立学校人事課教員人事担当
電話	048（830）6738

令和8年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和8年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和7年8月20日

埼玉県教育委員会

令和8年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

写

教小第253号
令和7年8月27日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和8年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和8年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新規採用教職員

新規採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
令和7年度、退職の勸奨は原則行わない。ただし、勸奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和7年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。